

## 横浜市地震防災戦略（案）について

横浜市地震防災戦略概要（素案）について、このたび、戦略（案）としてとりまとめましたので、ご報告いたします。

### 1 策定の目的

防災計画「震災対策編」の見直しにあわせて、抜本的な被害想定の見直しを行い、その想定被害を軽減するための「減災目標」を計画に明記いたしました。その目標を達成するために必要な対策を効果的かつ効率的に実施していくために「地震防災戦略」を策定しました。

### 2 検討の経緯

#### (1) 地震防災戦略プロジェクトにおける検討

大場副市長をリーダー、鈴木（隆）副市長、鈴木（伸）副市長、立花危機管理監をサブリーダーとする庁内横断的な「地震防災戦略プロジェクト」を設置して、検討してきました。

※地震防災戦略プロジェクト構成区局

中区・港南区・磯子区・港北区・緑区・戸塚区

政策局・財政局・市民局・こども青少年局・健康福祉局・環境創造局・建築局・都市整備局  
道路局・港湾局・消防局・水道局・交通局・教育委員会事務局

#### (2) プロジェクトにおける検討の経過

第1回プロジェクト：平成24年9月14日	地震防災戦略プロジェクトの設置について等
第2回プロジェクト：平成24年10月19日	地震被害想定調査結果について等
第3回プロジェクト：平成24年11月12日	地震防災戦略の策定について（素案）等
第4回プロジェクト：平成25年1月8日	施策・事業の体系化について等
第5回プロジェクト：平成25年1月23日	地震防災戦略概要（素案）について等
第6回プロジェクト：平成25年3月13日	地震防災戦略（案）について等

### 3 市民意見募集結果

#### (1) 募集内容

横浜市地震防災戦略概要（素案）についての意見

(2) 応募数 37 団体・個人

(3) いただいた意見 98 件

### 4 今後の予定

常任委員会終了後、平成25年3月25日開催予定の「横浜市危機管理推進会議」に諮り、確定となります。

## 「横浜市地震防災戦略」概要（素案）に関する市民意見募集の実施結果

### 1 実施概要

#### (1) 募集期間

平成25年2月7日（木）～平成25年2月28日（木）

#### (2) 周知方法

広報よこはま2月号、記者発表、ホームページ、ツイッター、TVKデータ放送、神奈川新聞「市民の広場」、市連会、区連会

#### (3) 資料配布・閲覧場所

市民情報室、消防局危機管理室、各区役所総務課、横浜市ホームページ

### 2 実施結果

#### (1) 意見提出数 37件

意見数 98件

（単位：件）

郵送	Eメール	FAX	TEL	直接持参	合計
17	15	3	1	1	37（個人29・団体8）

※意見提出者から複数の御意見をいただいているため、意見提出数と意見数は一致しません。

#### (2) 主な意見の概要（抜粋） （アンダーラインは、戦略に反映させた意見）

地震防災戦略全体に関する意見	
1	<u>国や県と連携した計画になっていない。（震災対策は市だけではできない。）</u>
2	横浜市地震防災戦略が、横浜市防災計画（震災対策編）の中でどのような位置付けになるのかを明確にしてほしい。
3	対象期間が10年間では長すぎるのではないだろうか。3年毎に見直すのであれば、3年後の目標を掲げてはどうか。
4	戦略プロジェクトは、発災時に災害対策本部に集まる方々を主なメンバーにしてほしい。また、市民代表にも参加してほしい。
5	「横浜市地震防災戦略」による減災目標の達成度評価と公表の方法について ①具体的にどのように目標達成度を評価しようとするのかが分かり難い。 ②目標達成度の公表方法について、見直し時期（3年毎）にどのように結果を公表し、地域防災力の向上に繋げようとするのか明確にすべきではないか。 ③以上のことを、「1. 地震防災戦略策定の背景・目的」に記載する必要がある。
6	元禄型関東地震と慶長型地震だけでなく、神奈川県内の想定地震や、首都直下型地震なども対象としてほしい。
7	被害想定で、午前6時がけ崩れや津波の被害が少ないのはなぜか。また、帰宅困難者の想定を平日正午とするのはなぜか。

8	10年間で死者数50%減少という目標は低すぎるのではないだろうか。
9	死者数の目標はゼロにすべきではないか。 また、避難者数を減らした10年後の地域防災拠点はどのようにしていくのか。

## 基本目標Ⅰ 被害を最小限に抑える

### ◆施策Ⅰ-1 建物倒壊等による被害防止

【行動計画1】民間建築物の耐震化	
10	<p>①1981年以前の建物の居住者は、高齢者が多く、家屋が傷んでいることは分かっているが補強資金がないために諦めているので、家屋の中に備えるシェルターの提供を検討してほしい。</p> <p>②1981年以前の建物は、大半が増改築され建築基準法に照らし援助が受けられない為に諦めているので、超法規的な配慮をお願いしたい。</p>
11	耐震補強の促進が盛り込まれていますが、大地震発生時に重要な施設である病院の耐震補強が盛り込まれておりません。大地震発生時には地域の個人病院や中規模の病院が被災者の治療の最前線となりますのでそのような病院の耐震化や免震化を促進する事業が必要と思われれます。理想をいえば、病院は免震化がよいと思われれます。免震化すれば、医療機器や薬剤が地震で損傷を受ける事がなくなり、発災時にも病院としての機能が確保されるものと思われれます。
【行動計画2】公共建築物の耐震化	
12	<p>木造家屋密集地帯の自衛消防力をハード面から強化していくべきだ。</p> <p>(1) 東京都のような自立式公設消火器の設置</p> <p>(2) スタンドパイプ、大型消火器等の設置</p> <p>(3) 木造家屋各家庭への消火器設置義務(市条例で)</p> <p>(4) 木造家屋密集地帯小学校に子どもが通う家庭(若年世代)への「消火弾」等の配布</p>
13	すべての公共建築物の耐震化の状況を定期的に情報公開してほしい。
【行動計画3】落下・転倒による負傷の防止	
14	避難する前に頭上から天井が落下すれば、避難路が遮断され救助も困難となる。建物の耐震補強と併せて、天井の落下を防止する耐震天井を推進することが重要。
15	家具転倒防止対策助成事業の効果が減災目標の軽減に大きく貢献すると思う。家具の転倒防止といっても建物の地盤、形状、家の向き、家具の置き方など、地震の揺れに対する対策はどれも必要である。家具の転倒防止対策としてガイドラインを作成して町会単位でその施策の徹底を図ることが必要である。数値目標として世帯ごとに町内会の防災組織と区の担当部門が共同して家具転倒防止チェックカードで全世帯を目標として取り組むことが必要である。

16	家具の固定率 58%というのは、果たして元禄型関東地震（前提条件）の震度をクリアできる適切な固定化がなされているのか。適切な実態調査を行った結果なのか。
----	------------------------------------------------------------------------------

### ◆施策 I - 2 火災による被害の軽減

【行動計画 4】火災に強い都市空間の形成	
17	電線の地中化を進め、電柱を減らすべきである。自宅等から避難所まで行けないとか、消火ができない等、倒れた電柱は、被害を拡大する。
18	今回の被害想定によると、中区では炎上出火件数 72 件（18 区中 1 位）、死者 362 人（同 1 位）と深刻な状況にあります。 中区における「いえ・みち・まち改善事業」の対象地域は 3 箇所あり、これら木造住宅密集市街地への対策事業の一層の推進をお願いします。
【行動計画 5】出火防止に向けた取組	
19	感震ブレーカーの設置に対する助成金支給を検討してほしい。
20	感震ブレーカーの設置率を 10 年間で 10%にする目標は低すぎるのではないかと。出火防止の有効な手段のひとつだから、条例化してでも強力に推進すべきと考える。 また市民への PR は、電力会社と共同で行う必要があると思う。
21	「感震ブレーカー」のような電気に対する対応策だけではなく、ガスや LP ガスに対する対応も明確にしてほしい。
【行動計画 6】地域の消火能力の向上	
22	消火器の備えを大々的にキャンペーンしてほしい。町内では消火器を備えていない家庭が大半です。
23	木造密集地域に居住する者は、初期消火や建物倒壊時の救出等、先ずは地震発生から 2 時間以内の初期の対応が何より大切である。そのような中、市での地震対策は「地域防災拠点訓練」が主流となっている。内容はトイレの組立て、給水給食、寝床の準備も大事だが、それ以上に先ずは先述の発災初期の対応訓練が必要と思う。従って「拠点訓練の項目」の中で 60%~70%は防災拠点訓練とし、あと 20%~30%の貴重な時間を消火、救出訓練とすべきだ。
【行動計画 7】公設消防力の向上	
24	火災が発生した場合、自宅の前面道路が幅が狭く、不安です。ミニ消防車の増車は心強いです。さらに、狭い路や家の集中している箇所を消防で把握して頂けるよう、お願いしたい。

### ◆施策 I - 3 津波による被害防止

【行動計画 10】津波避難・救助対策の実施	
25	津波からの避難に関して、戸建住宅密集地で付近に公共の避難施設が無い場合の住民の避難手順が不明確。行政の指導もなく、地域住民任せの状態である。早急な対策が必要であるが、検討に際しては地域住民を交えた組織が望ましい。

26	海抜標示は、①地下鉄入口②小中学校③保育園、幼稚園、ケアセンター、介護施設など、人が多く集まる場所に貼るべき。また、浸水想定区域に含まれている地域防災拠点があるが、浸水した場合はどこに避難したらよいか。
27	津波が発生した場合の地下鉄での対策はどのようなものがあるか。

◆施策 I - 4 がけくずれ、液状化対策の推進

【行動計画 11】がけ地の安全対策の推進	
28	崖の安定診断が可能な技術者の確保に万全を期して、現地の再審査を行うべきだ。

◆施策 I - 5 市民及び地域の防災力向上

【行動計画 13】市民及び地域の防災力強化に向けた取組	
29	発災後3日間は、地域の自助・共助の力で頑張るが、そのためにも、テントはもちろん高齢者や障害者の避難支援用具でもあるリヤカーや担架等を収容するために、公園における防災備蓄庫の許容面積を上限5㎡から10㎡程度に広げてほしい。
30	災害時の情報連絡や支援物資の配給等の窓口として、自治会・町内会だけではなく、マンションの管理組合を通じて行う体制にしてほしい。また、「町の防災組織」も自治会・町内会だけではなく、マンションの場合は管理組合単位としても申請可能としてほしい。
31	震災をわがこととして捉えられるようもっと市民への意識づけが必要だと思う。町内会の回覧板を有効活用すべき。広報誌でももっとクローズアップすべきだ。また区の災害ボランティアネットワークや町内会単位でももっと効果的に広めてゆくべきだ。こうした日々の小さな積み重ねにより市民ひとりひとりの意識レベルを上げてゆくことが市全体の防災・減災につながると思う。
【行動計画 14】災害時要援護者避難支援の推進	
32	災害時要援護者対策として、新たに情報共有方式が提案されていますが、条例が制定された際には、地域での負担感や担い手不足などの心配を取り除くような取組例等を含めたガイドラインを作成していただきたい。

◆施策 I - 6 ライフラインの被害防止

【行動計画 15】ライフライン施設の耐震化	
33	市の直轄の事業ではないが、重要なライフラインである電気、ガスについて、それぞれの事業者に進言・支援する旨等、何らかの文言を入れたらどうか。

## 基本目標Ⅱ 発災時の混乱を抑え、市民の命を守る

### ◆施策Ⅱ - 2 災害対策本部機能の強化

#### 【行動計画 18】災害対策本部機能の強化

34	・警察との連携が無い。災害が発生したら、現場では警察の力に頼る部分が多いが、その点の具体的なプランが無い。
----	-------------------------------------------------------

### ◆施策Ⅱ - 3 市民への適切な情報発信

#### 【行動計画 20】広報・広聴体制の強化

35	各種新聞社や各種放送局及び各種電話会社と協定を結び、緊急時の連携・相互協力を謳ってはどうか。
----	------------------------------------------------

### ◆施策Ⅱ - 4 災害時医療体制等の強化

#### 【行動計画 21】医療機関の機能・設備強化

36	<行動計画 21>で対象となっている医療機関を、具体的に「病院名」などを公示すべき。
----	--------------------------------------------

#### 【行動計画 22】医薬品等の備蓄及び供給体制の整備

37	「災害時の医療体制等の強化」を謳っているが、一方で「地域医療拠点」を無くすという話も聞く。地域医療拠点についてどうするのかを説明するべき。
----	-----------------------------------------------------------------------

### ◆施策Ⅱ - 5 緊急輸送路等の整備

#### 【行動計画 24】緊急輸送路等の整備

38	避難路におけるマンホールの崩壊・経年劣化対策などをしてほしい。
----	---------------------------------

## 基本の目標Ⅲ 被災者の支援と早期復興を図る

### ◆施策Ⅲ - 1 地域防災拠点の充実・強化

#### 【行動計画 26】地域防災拠点の充実・強化

39	<ul style="list-style-type: none"><li>・防災拠点の充実と強化は特に力を入れてほしい。</li><li>・高齢者の一人暮らし、足の悪い方等、防災拠点まで行くことのできない方に配慮してほしい。防災拠点を軸に支援できる体制を作って欲しい。</li><li>・犬猫等の動物の避難場所についても、飼い主が共にすごせる避難場所を提供してほしい。</li></ul>
40	今回の被害想定では、中区は多数の避難者が出るとされており、現行の地域防災拠点だけでは避難者を収容できず、補充的避難施設を設置していく必要があります。 そこで、補充的避難施設の考え方を早急に具体化するとともに、補充的避難施設についても十分な備蓄等をお願いします。

41	要援護者等を収容する特別避難場所については、現行の資材、備蓄では十分ではありません。この点についても同様な措置をお願いします。
42	震度5強の発災の際には、すべての防災拠点の開設・運営を原則せねばなりません。はたして各防災拠点で開設・運営が混乱なくできるか。その対応力をその防災拠点のマンパワーの点から、各区においてシュミレーション調査を毎年行い、足りないところは指導改善を図り、発災の時に万全を期するように準備を進めます。
43	<u>地域防災拠点の資機材拡充だけでなく、資機材の操作方法を使いこなせる人材育成に取り組む必要がある。</u> また、防災ライセンス指導員の活動資金面でのバックアップも考えて欲しい。
44	広域避難場所について、行政としてどのように避難者を受け入れるのか明確にしてほしい。
45	「地域防災拠点運営委員会」について、責任と権限はどうなっているのか。組織が不明確。委員は、行政が委嘱すべきだ。
46	防災拠点を運営するにあたり、人の問題は改善されていません。平日に大地震が発生した場合は帰宅困難者となり、防災拠点にたどり着くまで何日もかかります。現実的には防災拠点は66歳以上の老人や女性が運営する事になります。たとえば、防災拠点校の生徒を防災拠点の運営側として助けてもらう訳にはいかないでしょうか。中学生ならば、十分戦力になると思いますが、現状のルールでは防災拠点の手伝いはできないという事です。非常時に限られた人材を効率的に活用する仕組みを作ってほしい。
47	避難者の半数以上は女性・子どもであり、女性の視点からの避難所運営が不可欠となる。そのため、避難所運営委員会及び運営スタッフには女性を配備することを積極的に推進する。
48	市はもっと地域防災拠点の実態を知るべきだ。

### ◆施策Ⅲ - 2 ボランティアとの連携強化

【行動計画 28】ボランティアの育成・支援	
49	<p>自助・共助を中心とした減災を推進していくためには、地域の担い手不足を解消することが重要です。</p> <p>そのためには、中学生・高校生のボランティア参加や企業の地域貢献が有効と考えていますので、それらを対象とした実践的な減災研修・訓練を実施していただきたい。</p>
50	<p>災害ボランティアの支援事業に「地域の支援事業」を追加してほしい。</p> <p>「例」コーディネート資格者の育成、現地案内者の育成、要支援者移送者の育成など</p>

### ◆施策Ⅲ - 3 被災者の早期生活再建支援

【行動計画 29】被災者に対する支援の充実	
51	応急仮設住宅を建設する場所も明示してほしい。

# 横浜市地震防災戦略 (案)

平成25年4月

横浜市

## まえがき

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方に至る広い範囲で甚大な被害が発生しました。本市でも震度 5 強を観測し、発災当日には多くの方が帰宅困難者となられたことをはじめ、液状化現象による被害などもありました。

この震災を踏まえ、本市では、横浜市防災計画「震災対策編」を抜本的に見直すとともに、最新の地震調査研究に基づく被害想定調査を実施し、4つの地震の被害想定を平成 24 年 10 月に公表いたしました。本市での被害が最大となる元禄型関東地震では、死者数が約 3,260 人に及ぶことなどが想定されております。

横浜市防災計画においても、被害を出さない地域・社会の実現を目標としていますが、新たな地震被害想定に基づき、被害をより一層軽減するための「減災目標」を設定し、その目標達成に向けた具体的プランを実施していくことが重要です。

そこで、10 年後となる平成 34 年度における「減災目標」及び減災目標を達成するための取組を体系化した「横浜市地震防災戦略」を今回新たに策定いたしました。その中では、人的被害を平成 34 年度までに半減するなどの目標を設定しており、この目標を達成するため、建物倒壊による被害の防止や火災による被害の軽減などに取り組むこととしています。

戦略の推進にあたっては、自助・共助・公助の連携が欠かせません。国や県、ライフライン事業者など関係機関の皆様と連携しながら取組を進めていくとともに、市民、地域、事業者の皆様のご自助・共助の取組を積極的に支援してまいります。是非、皆様におかれましても、大切な命を守り発災後の混乱を乗り越えるための自助・共助の取組をお願いいたします。

横浜市長 林 文子

# 目次

## I はじめに

1	地震防災戦略策定の背景・目的	1
2	横浜市防災計画（震災対策編）と地震防災戦略の関係	1
3	横浜市の被害想定	2

## II 地震防災戦略の基本的事項

1	地震防災戦略の基本的事項	6
2	定期的な見直しと推進組織	6
3	減災目標と目標を達成するための施策と行動計画	7
4	体系図～減災目標・施策・行動計画	8

## III 減災目標・施策・行動計画

基本目標 I	被災を最小限に抑える	9
施策 I-1	建物倒壊等による被害防止	
行動計画 1	民間建築物の耐震化	10
行動計画 2	公共建築物の耐震化	11
行動計画 3	落下・転倒による負傷の防止	11
施策 I-2	火災による被害の軽減	
行動計画 4	火災に強い都市空間の形成	12
行動計画 5	出火防止に向けた取組	12
行動計画 6	地域の消火能力の向上	13
行動計画 7	公設消防力の向上	13
施策 I-3	津波による被害防止	
行動計画 8	津波防護施設の整備・改修	14
行動計画 9	津波来襲時の施設機能の維持・浸水対策	15
行動計画 10	津波避難・救助対策の実施	15
施策 I-4	がけくずれ、液状化対策の推進	
行動計画 11	がけ地の安全対策の推進	16
行動計画 12	液状化対策の推進	16
施策 I-5	市民及び地域の防災力向上	
行動計画 13	市民及び地域の防災力強化に向けた取組	17
行動計画 14	災害時要援護者避難支援の推進	18
施策 I-6	ライフラインの被害防止	
行動計画 15	ライフライン施設の耐震化	19

基本目標Ⅱ 発災時の混乱を抑え、市民の命を守る	20
施策Ⅱ－1 帰宅困難者の発生抑制と支援	
行動計画16 帰宅困難者対策の充実	21
行動計画17 外出者の帰宅支援	22
施策Ⅱ－2 災害対策本部機能の強化	
行動計画18 災害対策本部機能の強化	23
行動計画19 災害対策本部等における情報通信体制の強化	23
施策Ⅱ－3 市民への適切な情報発信	
行動計画20 広報・広聴体制の強化	24
施策Ⅱ－4 災害時医療体制等の強化	
行動計画21 医療機関の機能・設備強化	25
行動計画22 医薬品等の備蓄及び供給体制の整備	26
行動計画23 遺体取扱体制の整備	26
施策Ⅱ－5 緊急輸送路等の整備	
行動計画24 緊急輸送路等の整備	27
行動計画25 港湾施設の強化等	28
基本目標Ⅲ 被災者の支援と早期復興を図る	29
施策Ⅲ－1 地域防災拠点の充実・強化	
行動計画26 地域防災拠点の充実・強化	30
行動計画27 燃料や飲料水等の備蓄・確保	31
施策Ⅲ－2 ボランティアとの連携強化	
行動計画28 ボランティアの育成・支援	32
施策Ⅲ－3 被災者の早期生活再建支援	
行動計画29 被災者に対する支援の充実	33
施策Ⅲ－4 速やかな経済再生・復興に向けた取組	
行動計画30 速やかな経済再生	34
行動計画31 事前復興計画の策定	34

# I はじめに

## 1 地震防災戦略策定の背景・目的

---

### (1) 国の動き

大規模地震が発生した場合には、甚大な被害が想定されることから、国の中央防災会議は、平成17年3月に「東海地震」、平成18年4月には「首都直下地震」について、被害軽減量を「減災目標」として定めた地震防災戦略を策定するとともに、関係地方公共団体に対しても、「地域目標」の策定を要請しています。また、平成18年3月には、地震防災対策特別措置法が改正され、都道府県防災会議は、想定される地震災害を明らかにして、その地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を地域防災計画に定めるよう努めることとされました。

なお、東日本大震災を踏まえ、平成24年9月に中央防災会議が開かれ、南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等及び被害想定を公表しています。また、首都直下地震についても、新たな被害想定とその対策について見直しを進めています。

### (2) 神奈川県動き

神奈川県では、東日本大震災の経験や教訓を活かして、全面的に防災計画の見直しを行いました。これは、国の防災基本計画と連携した地域計画であり、市町村地域防災計画の指針となるものです。

また、県内における地震防災対策を総合的かつ計画的に実施していくため、「神奈川県地震防災戦略」を平成22年3月に策定しました。県の地震防災戦略では、地震防災に関する取組を集中的かつ強力に推進していく期間として、平成22年度から平成27年度までの6年間をプランの実施期間と定め、死者数を半減以上とすることなどを目標としていますが、東日本大震災を踏まえた戦略の見直しが予定されています。

### (3) 本市の動き

未曾有の被害をもたらした東日本大震災により、災害の発生を完全に防ぐことが不可能であることが明らかになり、これを受け、地方公共団体は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波による被害を想定し、その結果に基づき減災対策の推進に努める旨が国の防災基本計画に規定されました。

そこで、本市では修正された防災基本計画を踏まえ、昨年10月、これまでの被害想定を抜本的に見直すとともに、その想定被害を軽減するための減災目標を設定し、目標達成のために必要な対策を効果的かつ効率的に実施していくために、「地震防災戦略」を策定することとしました。

## 2 横浜市防災計画（震災対策編）と地震防災戦略の関係

---

防災計画は、災害対策基本法に基づき事前対策から応急対策、復旧・復興対策までを総合的に定めたものであり、このたび取りまとめた新たな被害想定及び減災目標についても計画に反映させます。

地震防災戦略は、今回、防災計画に位置付けた減災目標を達成するための具体的対策をとりまとめたアクションプランです。

### 3 横浜市の被害想定

---

平成24年10月に、それまでの地震被害想定を抜本的に見直し、「元禄型関東地震」、「東京湾北部地震」および「南海トラフの大連動地震」の3地震について、被害想定を行いました。「慶長型地震」に関しては、津波に関する被害想定を行いました。

各地震を選んだ理由と被害の様相は次のとおりです。

#### 【元禄型関東地震】

##### 1 選定理由

相模トラフ沿いを震源とする関東地震は、これまで1923年に横浜市で甚大な被害をもたらした大正型関東地震の再来が懸念されていました。しかし、東日本大震災を経て、想定外の事態をなくそうという考えから、発生確率は低いものの、大正型関東地震（南関東地震）よりも市内の震度が大きく、津波の影響も考えられる元禄型関東地震を対象としました。

##### 2 被害の様相

横浜市内では、震度5強～7の揺れになり、広い範囲で震度6強以上の強い揺れになります。特に西区、中区、磯子区の沿岸部の一部では震度7となります。沿岸部の埋立地で液状化の可能性が高くなります。内陸部でも、鶴見川流域の他、柏尾川・境川の流域などで液状化の可能性が高くなります。揺れで34,300棟が全壊、火災で77,700棟が全焼の大きな被害となり、3,260人の死者が予測され、本市に最も大きな被害をもたらす地震となります。津波浸水による被害も半壊2,760棟となります。ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ、緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。津波による浸水、液状化、長周期地震動などにより、想定には含まれていない複合的な被害が拡大することも懸念されます。元禄型関東地震が発生した場合、神奈川県全域で大きな被害になることが予想され、東京都(2012)でも約18万棟の建物被害、約5,900人の死者が予測されており、救助・復旧活動等は困難を極めることが想定されます。

#### 【東京湾北部地震】

##### 1 選定理由

首都直下地震は首都圏のどこで発生してもおかしくないと言われていています。

東京湾北部地震は、本市に大きな影響を与える首都直下地震の一つであり、中央防災会議でもこの地震を首都直下地震大綱（平成17年9月）の基軸としています。この地震は、横浜市のみならず、首都圏での影響が極めて大きいと考えられており、今後、広域で連携した対策を検討していく際に重要であることから東京湾北部地震を対象としました。

##### 2 被害の様相

横浜市内では、震度4～6強の揺れになり、特に市内東部では震度6弱以上の強い揺れになります。沿岸部の埋立地で液状化の可能性が高くなります。元禄型関東地震に比べると、被害は小さくなるものの、本市中心部から東京側では揺れ・火災により相当な被害が見込まれます。揺れによる全壊が4,170棟、火災による全焼が13,000棟と想定されます。死者は460人となります。ライフラインはいずれも広域で機能支障が生じ、緊急輸送路・鉄道も、地盤変状等により大きな支障が生じます。東京都(2012)では約30万棟の建物被害、約9,700人の死者が予測されており、国の震災対策機能が損なわれる可能性があり、救助・復旧活動への影響が懸念されます。

## 【南海トラフ巨大地震】

### 1 選定理由

これまで横浜市に大きな影響を与える地震として、切迫性の高い東海地震を被害想定の対象地震としていました。

一方で、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（平成23年8月～）においては、東日本大震災を踏まえ、想定外をなくす考えから、津波を伴い最大限の被害を及ぼす想定地震として、東海地震を包括した南海トラフ巨大地震を選定しました。

そのため、横浜市においても揺れは大きくないものの、長周期地震動、液状化、津波などの被害が考えられ、従来想定していた東海地震を包括した最大級の地震である南海トラフ巨大地震を対象としました。

### 2 被害の様相

横浜市内では広い範囲で震度5弱～5強の揺れになり、一部で震度6弱の揺れになります。沿岸部の埋立地で液状化の可能性が高くなります。液状化による建物被害が、揺れによる建物被害を上回ります。長周期地震動による高層建物や石油タンク等への影響も懸念されます。津波による建物被害も、半壊が15,500棟に及びます。交通施設の浸水区間も、慶長型地震ほどではありませんが多数発生します。南関東から九州に至る広域での被害が予測されるため、人材・物資等の不足が懸念されます。

## 【慶長型地震】

### 1 選定理由

揺れの影響は大きくないものの、東京湾内に大きな津波をもたらす想定地震です。発生確率はきわめて低いものの、横浜市に最大クラスの津波被害を引き起こす想定地震であることから、津波被害の検討対象としました。

なお、この想定地震は、神奈川県「平成23年度津波浸水想定検討部会」（平成23年5月～）で設定されたものです。

### 2 被害の様相

津波による死者が595人、全壊建物が412棟、半壊建物が26,600棟となるなど、本市に最も大きな津波被害を及ぼす地震です。道路や鉄道も浸水の影響を受ける区間が多数発生します。南関東から東海地区以西の広い範囲で津波被害が懸念されますが、揺れによる被害は比較的軽微と考えられます。

横浜市地震被害想定調査結果一覧

種別	被害項目	被害単位	元禄型 関東地震	東京湾北部 地震	南海トラフ 巨大地震	慶長型 地震
地盤	急傾斜地崩壊	危険性が高い急傾斜地 (箇所)	336	102	23	—
建物	揺れ	全壊数(棟)	34,300	4,170	43	—
		半壊数(棟)	103,000	24,300	2,360	—
	液化化	全壊数(棟)	204	129	96	—
		半壊数(棟)	7,670	4,940	3,770	—
	急傾斜地崩壊	全壊数(棟)	154	32	2	—
		半壊数(棟)	289	72	11	—
	津波	全壊数(棟)	11	0	19	412
		半壊数(棟)	2,760	212	15,500	26,600
地震火災 (冬18時)	出火	炎上出火件数(件)	370	100	35	—
	延焼	焼失棟数(棟)	77,700	13,000	5	—
人	死者	(人)	3,260	460	79	595 <sup>※</sup>
	負傷者	(人)	21,700	4,800	347	—
	重傷者	(人)	2,940	431	3	—
ライフ ライン	上水道	断水世帯数(1日後)	399,000	234,000	92,900	—
	下水道	機能支障世帯数 (1日後)	72,900	34,300	19,900	—
	電力	停電世帯数(1日後)	266,000	62,500	91	—
	電話	不通世帯数(1日後)	54,100	13,100	13	—
	都市ガス	供給停止件数(直後)	1,160,000	242,000	0	—
交通	道路	緊急輸送路上の橋梁・ 橋脚被害箇所	1	0	0	—
		緊急輸送路交通支障区 間数	183	116	0	—
		緊急輸送路浸水区間数	47	13	102	116
	鉄道	被害箇所	274	177	126	—
		浸水区間数(駅間)	36	19	56	64
	港湾	被害延長(km)	22.8	20.8	8.0	—
その他	避難者	避難者(1日後、人)	577,000	234,000	100,000	—
		避難者(28日後、人) 下段は避難所生活者	335,000 (218,000)	79,900 (51,900)	34,100 (22,100)	—
	帰宅困難者	人(平日正午)	455,000			—
	エレベータ 閉じ込め	発生可能性台数(台)	2,740	1,450	897	—
	災害廃棄物	発生量(万m <sup>3</sup> )	1,670	362	273	—
	経済被害	直接経済被害額 (兆円)	11.7	2.8	1.6	—

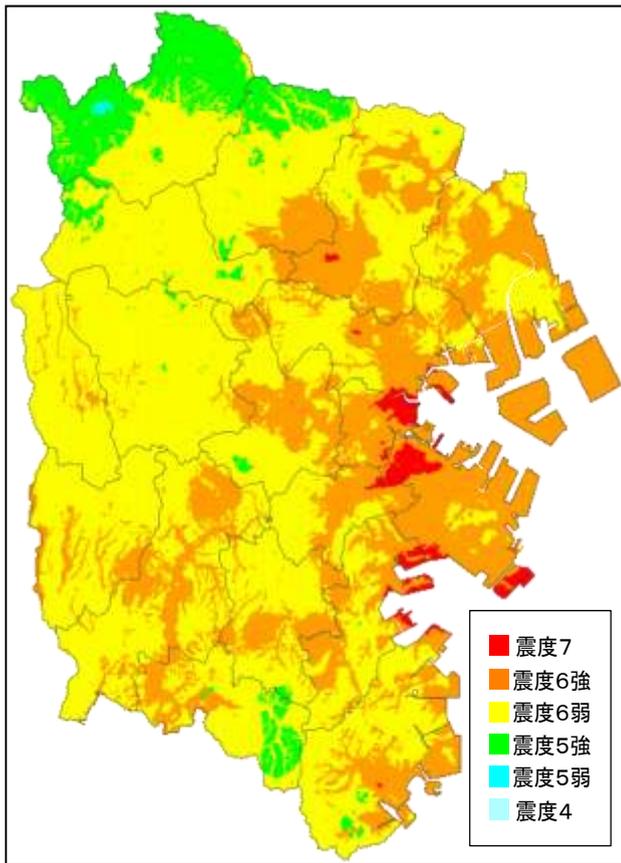
(被害数は有効数字3桁として四捨五入)

(※慶長型地震の死者は津波によるもの)

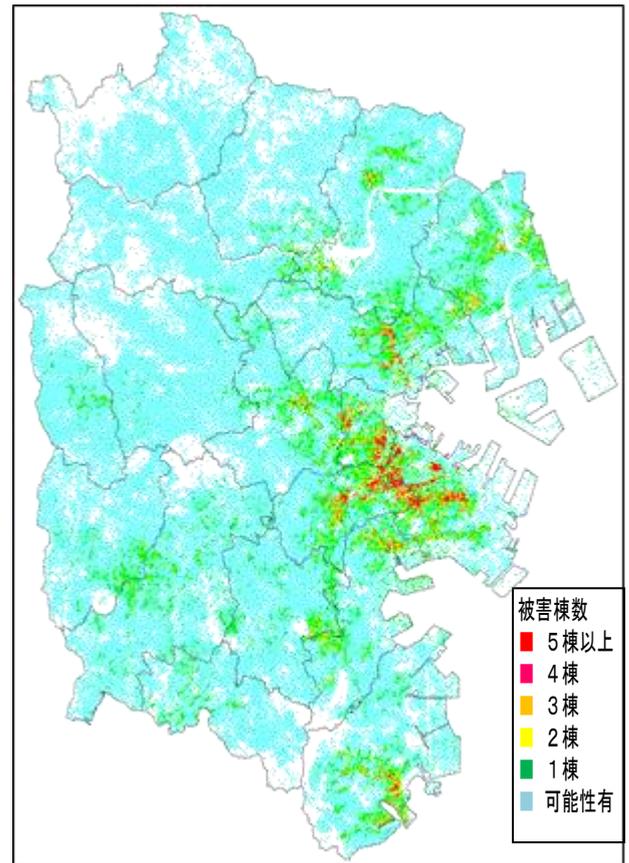
被害想定は、延焼火災が拡大し、物的・人的被害が最大となる冬の平日18時に地震が発生したという条件で算出しています。

ただし、帰宅困難者については、通勤・通学・買い物・観光等による市外からの流入人口が最も多い平日12時の値であり、慶長型地震による津波被害についても、被害が最大となる平日12時の値としています。

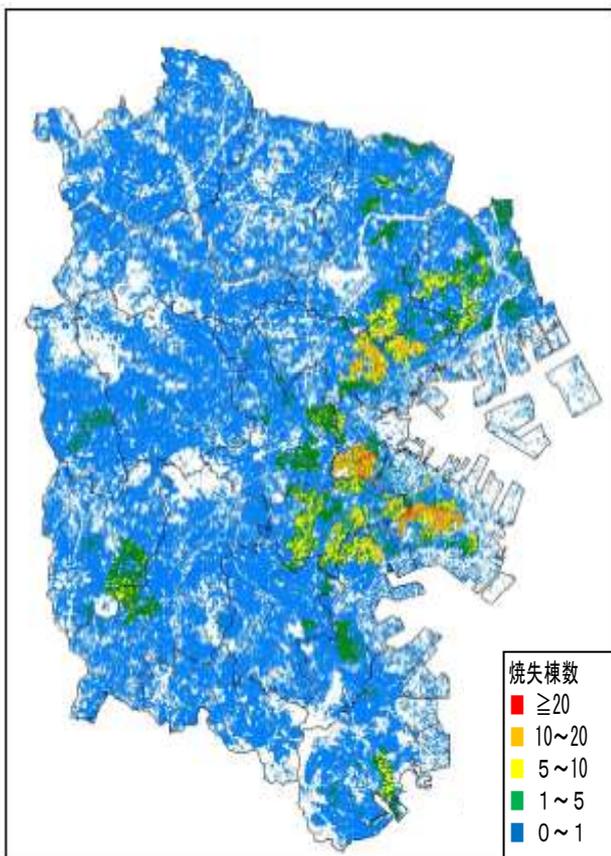
元禄型関東地震における震度分布予測



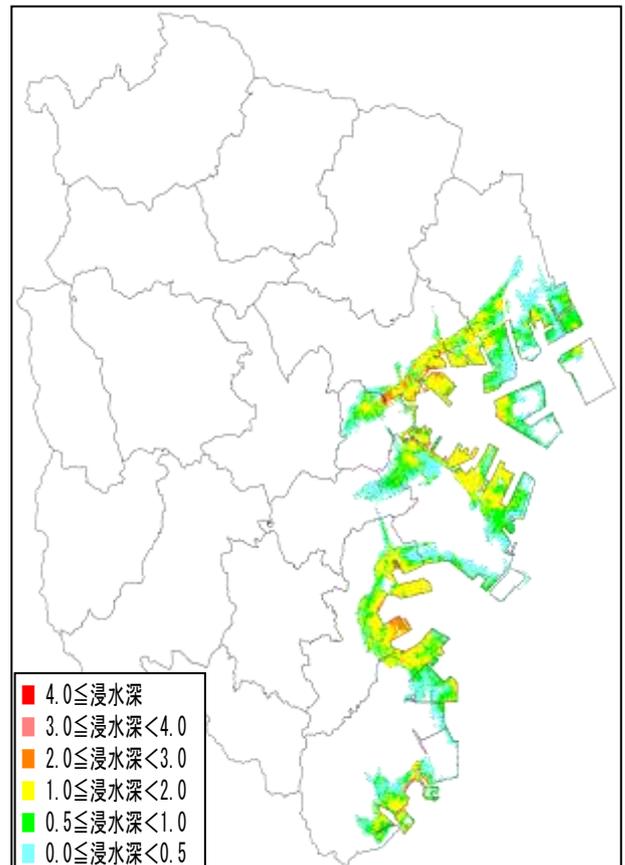
元禄型関東地震の揺れによる建物被害棟数（全壊）



元禄型関東地震における焼失棟数



慶長型地震の津波による浸水深分布



## Ⅱ 地震防災戦略の基本的事項

### 1 地震防災戦略の基本的事項

- (1) 対象地震 地震：元禄型関東地震  
津波：慶長型地震
- (2) 対象期間 平成 25 年度～平成 34 年度（10 年間）
- (3) 対策の選定と数値目標の設定

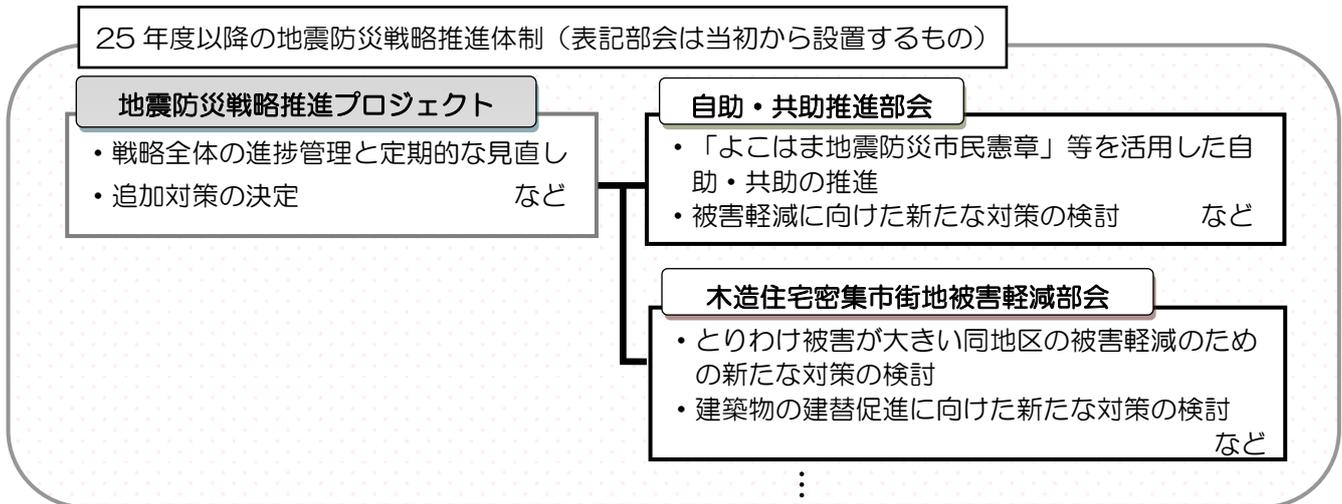
想定被害の発生原因を抽出し、それぞれの原因に対し減災効果の高い対策を重点的に推進することとします。また、対策の着実な進捗を図るため、可能な限り各対策の数値目標を定め、減災効果を求めることとします。

なお、数値目標の設定や減災効果の試算が困難な対策であっても、一定の効果が見込める対策については、定性的な目標を設定して推進を図ることとします。

### 2 定期的な見直しと推進組織

各施策の進捗状況を踏まえ、おおむね 3 年ごとに見直しを実施します。見直しにあたっては、戦略推進プロジェクトにおいて年度ごとに目標の達成度を確認し、目標の修正や対策の追加など、必要に応じて修正を加えます。また、見直した結果については、おおむね 3 年ごとに地震防災戦略改訂版を作成し公表します。

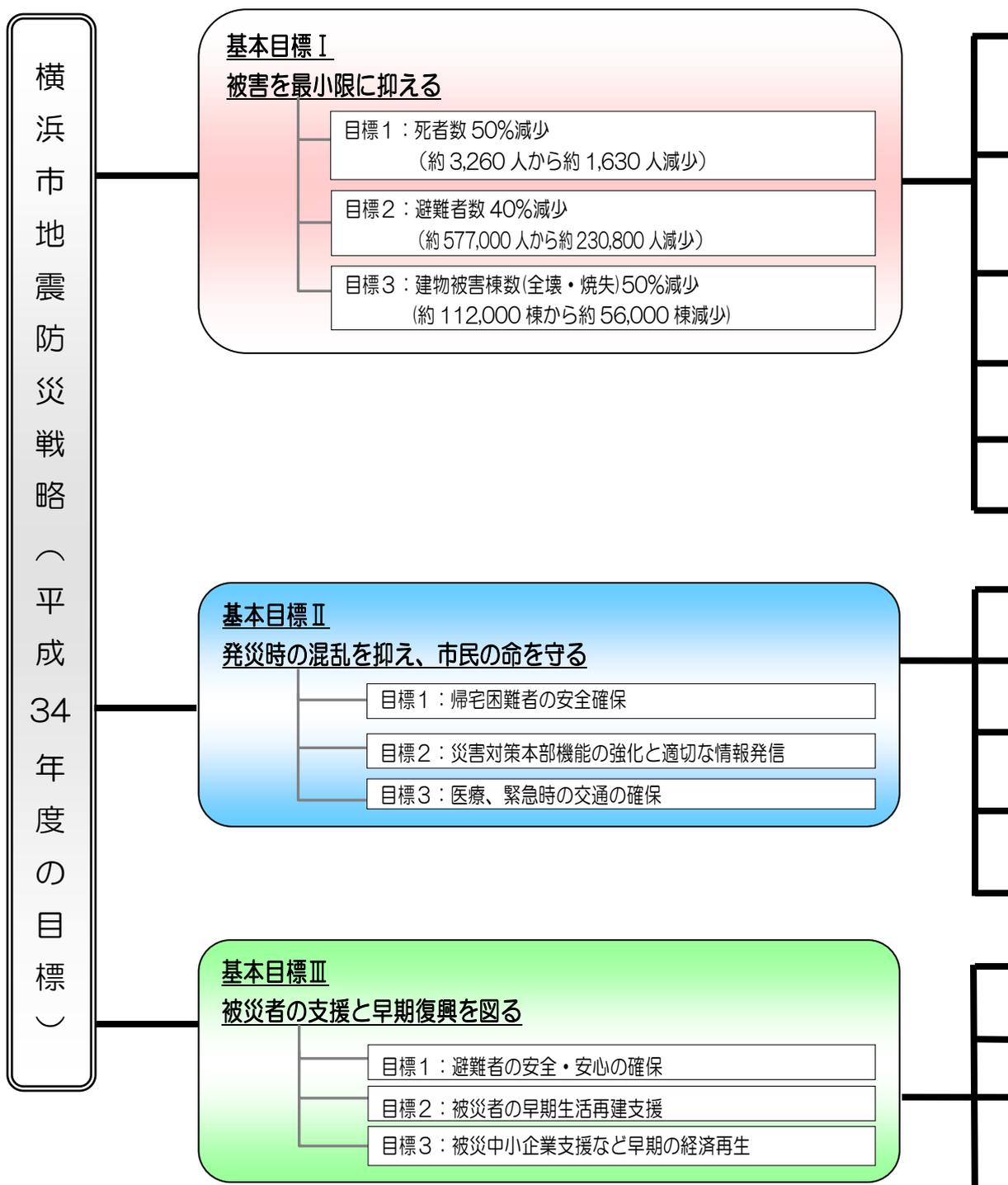
なお、減災目標の着実な進捗を図るため、戦略の進捗管理と追加対策を検討・決定するための戦略推進プロジェクトの基には、特に重点的に推進していく対策について検討する部会を設置します。



### 3 減災目標と目標を達成するための施策と行動計画

各種対策を実施するなかで、被災数を限りなくゼロに近づけることを目指しますが、10年後の平成34年度における減災目標については、実現可能性などを考慮し、3つの基本目標と9つの目標として定め、それぞれの目標達成のための施策及び行動計画を設定します。

なお、国や県などの地震防災戦略における死者数や避難者数等に関する目標に加え、基礎自治体である本市では「発災時の混乱を抑え、市民の皆様の命を守る」ことや、「被災者の支援と早期復興を図る」ことについても目標として定め、取組を進めていきます。



## 4 体系図～減災目標・施策・行動計画

### <重点施策>

- (1) 死者発生 の主な原因である建物倒壊及び火災延焼の防止に重点的に取り組みます。
- (2) 被害軽減には自助・共助が欠かせないため、市民及び地域の防災力向上に取り組みます。
- (3) 救急、物資輸送を支える道路ネットワークの構築や、災害時医療体制の強化を図ります。
- (4) 避難生活が長期に亘った東日本大震災の教訓を踏まえ、地域防災拠点の充実・強化を進めます。



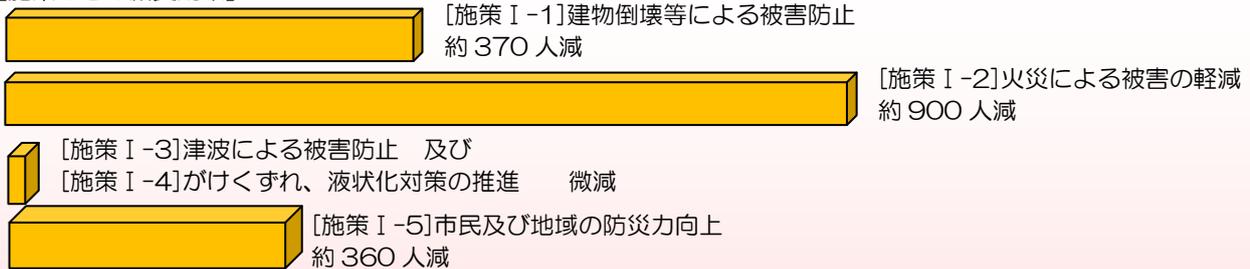
### Ⅲ 減災目標・施策・行動計画

#### 基本目標Ⅰ（減災目標）：被害を最小限に抑える

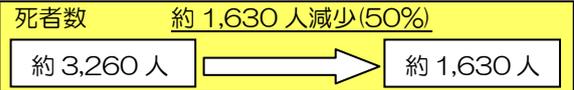
- ◆平成34年度を目標年次として、死者数、建物被害棟数の50%減少と避難者数の40%減少に向け、建物の耐震化を着実に進めるとともに、新たな被害想定で増加した火災被害の軽減に向けた取組を拡充します。
- ◆「よこはま地震防災市民憲章」に基づき、自助・共助の取組を拡充します。

##### 目標1：死者数50%減少

###### 【施策ごとの減災効果】

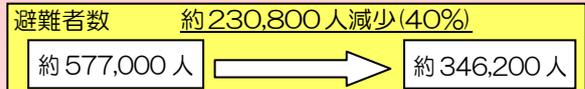


<参考> [慶長型地震による津波の死者数 約400人減]



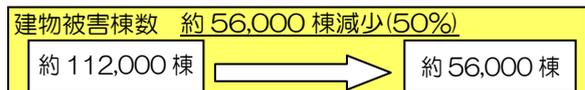
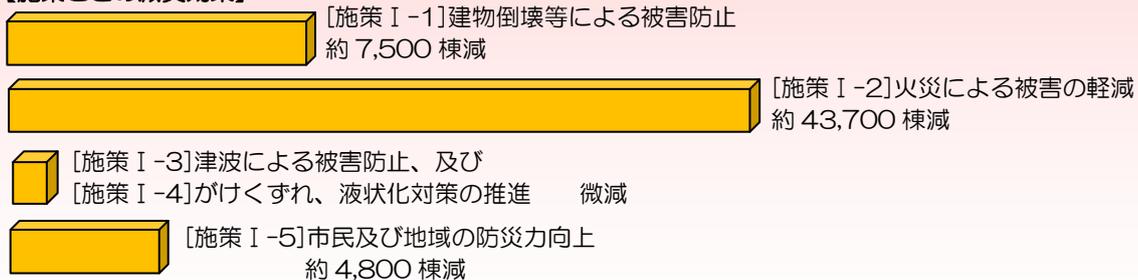
##### 目標2：避難者数40%減少

###### 【施策ごとの減災効果】



##### 目標3：建物被害棟数(全壊・焼失)50%減少

###### 【施策ごとの減災効果】



## 施策 I - 1 建物倒壊等による被害防止（重点施策）

### 【 施 策 方 針 】

横浜市内の建物の耐震化を推進し、平成 23 年度末時点の住宅の耐震化率 85%を、今後 10 年間で耐震化率 95%まで上げることを目指します。

このため、建物の耐震改修のみならず、木造住宅密集市街地における建替え促進を検討します。また、家屋における家具の転倒、市有施設における天井の崩落等による被害を防ぐため、家具転倒防止器具の設置補助をはじめとした各種事業を行います。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 1】民間建築物の耐震化

- ・ 特定建築物、木造住宅、分譲マンションについて、耐震改修費用の一部を補助します。
- ・ 民間の児童福祉施設、障害者福祉施設について、耐震改修費用の一部を補助します。
- ・ 耐震改修促進計画の見直しを実施します。
- ・ 民間建築物の建替を促進するための新たな対策の検討を行います。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■住宅の耐震化率：85% → 95%（～平成 34 年度）</li> <li>■民間保育所全園の耐震化（～平成 26 年度）</li> <li>■耐震対策がとられていない放課後児童クラブの移転：30ヶ所（～平成 27 年度）</li> <li>■耐震対策がとられていない民間児童福祉施設の耐震化：4施設（～平成 29 年度）</li> <li>■耐震対策がとられていない民間障害者施設耐震対策：4施設（～平成 28 年度）</li> <li>■耐震対策がとられていない民間病院耐震対策：10施設（～平成 34 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定建築物耐震改修促進事業（建築局）</li> <li>・ 木造住宅耐震改修促進事業（建築局）</li> <li>・ マンション耐震改修促進事業（建築局）</li> <li>・ 民間保育所耐震対策事業（こども青少年局）</li> <li>・ 民間児童福祉施設耐震対策事業（こども青少年局）</li> <li>・ 民間障害者施設耐震対策事業（健康福祉局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

※ 行動計画 1～31 の 10 年後の目標について

太字ゴシック文字：平成 34 年度までの目標が定まっている事業、またはそれ以前に完了する事業

明朝体文字：当面の目標は定まっているが、その後も対策が必要と考えられる事業

## 【行動計画 2】 公共建築物の耐震化

- ・区庁舎（消防署）や病院等を対象として、耐震改修・建替・移転等を促進します。
- ・昭和 56 年 5 月の建築基準法改正前に建築された校舎の耐震診断を引き続き実施すると共に、耐震診断調査の結果、補強対策が必要とされた校舎について、年次計画に基づき耐震補強工事を実施します。
- ・横浜市営住宅をはじめ、横浜市が所有する施設の中で、耐震化が必要な施設について順次耐震対策を実施していきます。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐震対策がとられていない区庁舎の耐震化・再整備：耐震化 3 区・再整備 3 区（～平成 27 年度）</li> <li>■耐震対策がとられていない市営住宅の耐震化：12 棟（～平成 25 年度）</li> <li>■市立学校の耐震対策：全学校（～平成 27 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区庁舎等の耐震・再整備事業（市民局）</li> <li>・市営住宅耐震対策事業（建築局）</li> <li>・市立学校耐震対策事業（教育委員会事務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 3】 落下・転倒による負傷の防止

- ・家具転倒防止器具を自力で取り付けることが困難な高齢者世帯等に対して、建築士を派遣して取り付けを代行し、その費用に対し助成を行います。また昭和 56 年 5 月以前の木造住宅の居住者の方に対しては、防災ベッドや耐震シェルターの設置費用の一部を補助し、被害の軽減を図ります。
- ・東日本大震災では、天井や照明器具等の非構造部材の落下などの被害が発生したことから、学校や区庁舎等における非構造部材の耐震対策を実施します。
- ・外壁・看板等の落下による人的被害の軽減対策を検討します。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■家具の固定率：58%→75%（～平成 34 年度）</li> <li>■防災ベッド等の設置推進：年間 20 件（～平成 34 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具転倒防止対策助成事業（総務局）</li> <li>・区庁舎等の非構造部材の安全性確保に関する調査（市民局）</li> <li>・防災ベッド等設置推進事業（建築局）</li> <li>・外壁・看板等落下対策の検討（建築局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策 I - 2 火災による被害の軽減（重点施策）

### 【 施 策 方 針 】

平成 24 年 10 月に公表した横浜市地震被害想定において、火災による死者 1548 人、焼失棟数約 77,700 棟と算出されました。

これを受け、木造住宅密集市街地など地震による火災の延焼被害が大きい地域を中心に、ハード対策（建物の不燃化や延焼遮断帯の形成など）とソフト対策（出火防止対策や初期消火対策など）の両輪で火災対策を推進します。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 4】火災に強い都市空間の形成

- ・いえ・みち まち改善事業によって、地域による防災まちづくり活動を支援するとともに、狭あい道路の拡幅整備、広場・公園整備、老朽建築物の建替促進等を実施し、災害に強いまちづくりを引き続き進めます。
- ・「いえ・みち まち改善事業」対象地域以外でも、延焼被害が大きいと想定される地域があります。そのため、こうした地域も含め、今後新たに道路・公園事業や防火・消火施策、空き家対策等の実施に向けて、検討を行います。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■新たな木造住宅密集市街地対策の検討・実施（～平成 34 年度）</li> <li>■街区公園、近隣公園の整備（～平成 34 年度）</li> <li>■いえ・みち まち改善事業：広場等の整備面積 6,400 m<sup>2</sup>（～平成 25 年度）</li> <li>■地域の拠点となる駅周辺の再整備：6 地区（～平成 34 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅密集市街地等の対策検討調査（政策局）</li> <li>・狭あい道路の重点整備促進（建築局）</li> <li>・身近な公園の整備（環境創造局）</li> <li>・いえ・みち まち改善事業（都市整備局）</li> <li>・地域の拠点となる駅周辺の再整備（都市整備局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

#### 【行動計画 5】出火防止に向けた取組

- ・地震発生時に自動的に個別の住宅への電気供給を遮断する感震ブレーカーや、家具類の転倒防止器具の設置、また防災製品等への買い替えについて広く普及啓発すると共に、木造住宅密集市街地等への具体的支援を行うことで、出火率を低下させ火災被害の軽減を図ります。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■感震ブレーカーの設置率：0%→10%（～平成 34 年度）</li> <li>■家具の固定率：58%→75%（～平成 34 年度）《再掲》</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感震ブレーカーの設置（総務局）</li> <li>・家具転倒防止対策助成事業（総務局）《再掲》</li> <li>・震災時出火防止意識啓発事業（消防局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 6】地域の消火能力の向上

- ・ 370 件の炎上出火により、約 77,700 棟が焼失する被害を軽減するために、早期に地域住民が初期消火を実施できるよう初期消火器具及び軽可搬式ポンプの設置や、初期消火訓練の実施、風呂水の貯め置きなどの意識啓発を行い、住民の初期消火能力の向上を図ります。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 初期消火箱設置補助：200 基（～平成 34 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初期消火箱設置事業（消防局）</li> <li>・ 初期消火器具等設置普及事業（消防局・総務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 7】公設消防力の向上

- ・ 木造住宅密集地域における延焼火災対策として、ミニ消防車を増強し、消防力の強化を図ります。
- ・ 木造住宅密集地域における消火栓使用不能時の対策として、遠距離送水資機材、低水位ストレーナー及び防火水槽を整備します。
- ・ 消防団各班に配備している可搬式小型ポンプを順次更新・整備するとともに、ポンプ性能の向上について検討を行います。
- ・ 消防団の消火用資機材を強化整備し、小型ポンプ積載車 1 台あたりの放水能力の向上を図ります。
- ・ 消防団については、キャンペーン等の実施により、新入消防団員の募集を推進します。また、消防団員に対する震災時の役割や活動に係る教育を充実強化し、消防団員の震災対応能力の向上を図るとともに、地域への防災指導力の強化を図ります。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ミニ消防車が必要な消防署所への配備（～平成 27 年度）</li> <li>■ 遠距離送水用資機材配備：7 消防署（～平成 28 年度）</li> <li>■ 低水位ストレーナーの配備：鶴見水上消防出張所を除く 95 消防署所及び横浜市民防災センターへ各 1 基配備（～平成 28 年度）（～平成 28 年度）</li> <li>■ 救助用資機材の配置：全ての特別救助隊（18 隊）（～平成 28 年度）</li> <li>■ 可搬式小型ポンプの整備：270 台（～平成 34 年度）</li> <li>■ 消火用資機材配備：木造密集地域等を受け持つ消防団への消火用資機材の配備（～平成 28 年度）</li> <li>■ 消防団員の定数確保（～平成 34 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ミニ消防車の増車（消防局）</li> <li>・ 遠距離送水資機材の整備（消防局）</li> <li>・ 消防団の資機材整備（消防局）</li> <li>・ 防火水槽新設整備事業（消防局）</li> <li>・ 非常用消防自動車の確保（消防局）</li> <li>・ 消防団員の確保事業（消防局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策 I - 3 津波による被害防止

### 【 施 策 方 針 】

神奈川県が設置した「津波浸水予測検討部会」において決定した津波の設計水位を踏まえ、港湾区域、漁港区域、河川区域のそれぞれにおいて、対策が必要な地区における適切な防護手法を検討し、津波防護施設の整備・改修を実施します。

また、市民の皆様の「より早く、より高い場所への避難」を可能とするために、地域ごとの津波避難計画の策定、津波避難訓練の実施、また津波避難施設の指定等を行います。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 8】 津波防護施設の整備・改修

- ・港湾区域及び漁港区域においては、防護手法や施設の整備・改修の必要性について検討を行った上で、津波防護施設の整備計画案を作成し、神奈川県が策定する海岸保全基本計画に新たに位置付けていきます。その後、津波防護施設の整備・改修を順次実施していきます。
- ・海岸保全基本計画と整合を図り、横浜市管理の河川施設（護岸等）の津波や地震対策を推進します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■港湾区域及び漁港区域における海岸保全基本計画の策定（～平成 26 年度）	・津波防護施設の整備・改修に向けた海岸保全基本計画の策定（港湾局・環境創造局）
■港湾区域及び漁港区域における津波防護施設の整備・改修（～平成 34 年度）	・津波防護施設の整備・改修（港湾局・環境創造局・道路局）
	など

## 【行動計画 9】津波襲来時の施設機能の維持・浸水対策

- ・地震の際に津波浸水が想定される鶴見・神奈川・中・磯子の4区庁舎について、浸水時にも非常用発電機が機能するよう対策を行います。
- ・地震の際に津波浸水の恐れがあるとされたみなと赤十字病院について、災害拠点病院としての医療機能の維持を図るため、エネルギーセンターのシャッター部への防潮板の設置等の対策を講じます。
- ・臨海部に位置する水再生センター等で津波で浸水することにより、処理等に影響が出る施設について、開口部を塞ぐことや、設備更新に合わせて電気設備等を地上に設置するなど、浸水防止を図ります。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 浸水が予測される区庁舎における非常用電源確保：4ヶ所（～平成25年度）</li> <li>■ 臨海部の水再生センター等の津波浸水対策（～平成34年度）</li> <li>■ みなと赤十字病院の防潮板の設置等（～平成25年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区庁舎の非常用電源確保事業（市民局）</li> <li>・ 下水道施設の津波対策（環境創造局）</li> <li>・ みなと赤十字病院の防潮板の設置等（病院経営局） など</li> </ul>

## 【行動計画 10】津波避難・救助対策の実施

- ・横浜市内の地域ごとの津波避難計画、ハザードマップを作成します。また、円滑な津波避難を実現するため、沿岸地域において津波避難訓練を実施します。
- ・市民や観光客等が、今いる場所からどこへ避難すべきかを認識し、迅速・的確な避難行動を促すための「津波避難情報板」を増設する他、日頃から津波のリスクを認識し、いざというときに円滑な避難行動がとれるよう、人が行き交う交差点等への「海拔標示」の設置を拡充します。
- ・津波避難施設を追加指定すると共に、津波避難タワー等の設置に向けた検討・設計・工事を行います。
- ・津波による浸水被害の恐れがある地域防災拠点について、市立中学校や高校などを代替拠点として指定し、避難場所を確保するとともに、備蓄品を配備します。
- ・万一、津波の発生時にトンネル内で列車が停止した場合でも、より迅速に乗客を地上へ避難誘導するため、浸水区域内の換気所施設を活用し、地下から地上への避難階段を2か所（沢渡、花咲）整備します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 津波避難情報板設置箇所拡充：50ヶ所（～平成34年度）</li> <li>■ 金沢区における津波避難タワー等の設置：2ヶ所（～平成26年度）</li> <li>■ 水難・流水救助資機材の配備：浸水予想区域を受け持つ全消防署所（～平成34年度）</li> <li>■ 地下鉄から地上への避難階段の設置：2ヶ所（～平成25年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波避難情報板、海拔標示の設置（総務局）</li> <li>・ 津波避難施設の追加指定（総務局）</li> <li>・ 津波避難タワーの設置検討（総務局）</li> <li>・ 津波避難訓練の実施（総務局）</li> <li>・ 津波代替拠点の指定（総務局）</li> <li>・ 津波被害者救助体制強化事業（消防局）</li> <li>・ 地下鉄からの新たな避難口の整備（交通局） など</li> </ul>

## 施策Ⅰ－４ がけくずれ、液状化対策の推進

### 【 施 策 方 針 】

がけ崩れ災害の発生に備え、がけ所有者が行うがけ改善工事の助成や、神奈川県と連携した急傾斜地崩壊対策事業の推進により、市内のがけ地対策工事の促進に努めます。

また、液状化現象の発生が予測されるエリアなどを市民に周知するための取組を進めます。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 1 1】 がけ地の安全対策の推進

・がけ地の改善のために土地所有者等が行う防災対策工事の工事費助成や、急傾斜地崩壊危険区域における県施工の崩壊対策工事に対する工事費の一部負担等を行い、がけ地の安全対策を推進します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■がけ地防災対策工事助成金制度件数：年間 25 件（～平成 34 年度） ■急傾斜地崩壊対策工事件数：年間 60 件（～平成 34 年度）	・がけ地防災対策事業（建築局） ・急傾斜地崩壊対策事業（建築局） など

#### 【行動計画 1 2】 液状化対策の推進

・液状化現象の発生が予測されるエリアをはじめとする最新の被害想定や各種ハザードマップなど、市民の皆様が自助・共助に取り組むにあたり必要な情報を掲載したパンフレットを作成し、全戸配布します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■液状化が予測されるエリア等の市域全体への周知（～平成 25 年度）	・各種ハザードマップ等を掲載した減災パンフレットの全戸配布（総務局） など

## 施策 I - 5 市民及び地域の防災力向上（重点施策）

### 【 施 策 方 針 】

自助・共助の取組を最大限に活かし、市民の皆様や地域における防災力の強化を図るため、地域の防災活動への支援、防災教育の充実、企業との連携、食糧や飲料水の備蓄促進等を行います。

また、災害時要援護者名簿作成、地域の自主的な支えあいの取組への支援等を通じて、災害時要援護者の方々への支援の充実を図ります。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 1 3】市民及び地域の防災力強化に向けた取組

- ・自治会町内会等により組織されている「町の防災組織」が行う自主防災活動や、各区の地域防災拠点運営委員会が実施する研修・広報・訓練などに対して補助金等を交付し、地域の防災活動を支援します。
- ・市民の防災活動の拠点となる自治会町内会館について、耐震化のための建替え・改修等に対して助成します。
- ・防災教育については、学校教育との連携などにより、地震に対し「どう準備し、どう行動すべきか」について幼少期から学ぶ機会を設けるほか、市立学校における防災教育指導に関する指針や方法等に関する冊子、児童生徒の防災意識の向上のための啓発リーフレットを作成します。
- ・家庭内備蓄の重要性について市民啓発し、市民自らが水や食糧だけでなくトイレパックの備蓄を行うよう取り組みます。
- ・各区役所においても、「自助」「共助」を普及啓発するとともに、地域特性をふまえた防災に関する取組を実施します。
- ・「減災行動普及啓発」を推進するために、市民が減災行動を習得できる市内唯一の「体験型施設」として横浜市民防災センターを再整備します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■自治会町内会館耐震化のための建替え等：100件（～平成34年度）</li> <li>■災害用地下給水タンク（60t）が設置されている全ての地域防災拠点等での応急給水訓練：実施率100%（～平成27年度）</li> <li>■横浜市民防災センター再整備（～平成26年度）</li> <li>■防災機能を備えた公園整備：2か所（～平成34年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「町の防災組織」活動支援事業（総務局）</li> <li>・地域の減災行動支援事業（総務局）</li> <li>・自治会町内会館の耐震化整備助成事業（市民局）</li> <li>・市民や企業等における1人3日分で9リットの飲料水の備蓄啓発（水道局）</li> <li>・災害用地下給水タンクの応急給水訓練（水道局）</li> <li>・防災教育推進事業（教育委員会事務局）</li> <li>・各種ハザードマップ等を掲載した減災パンフレットの全戸配布（総務局）《再掲》</li> <li>・横浜市民防災センターの再整備（消防局）</li> <li>・土地利用転換などの機会を捉えた公園の整備など</li> </ul>

## 【行動計画 1 4】 災害時要援護者避難支援の推進

- ・災害時における自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を円滑に進めていくために、行政が保有する災害時要援護者の個人情報をも自主防災組織に提供する「情報共有方式」の実施等を通じて、災害に備えた日頃からの地域での支えあいの取組を支援します。
- ・災害時の避難と日頃からの備え等に関する啓発（リーフレット、啓発物品作成、講演会開催等）を行います。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■災害時の避難と日頃からの備え等に関する啓発（～平成 34 年度）	・災害時要援護者支援事業（災害時要援護者名簿の作成、地域の自主的な支えあいの取組への支援）（健康福祉局） ・災害時の避難と日頃からの備え等に関する啓発（健康福祉局） <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策 I - 6 ライフラインの被害防止

### 【 施 策 方 針 】

水道、下水道など、日常生活や経済活動を支える都市基盤施設の被害は、災害対応活動に支障を及ぼすだけでなく、その後の復旧・復興にも影響を与えかねません。そのため、横浜市の所管するライフライン施設について、耐震化を実施します。特に、市民の生活に欠かせない上下水道について重点的に対策を実施します。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 15】ライフライン施設の耐震化

##### <上水道施設の耐震化等>

- ・浄水場、配水池等の基幹施設や配水管を耐震化し、安定給水を確保します。
- ・浄水場間及び配水ブロック間を結ぶ送・配水管を「環状ネットワーク」として整備し、緊急時のバックアップの強化を図ります。

##### <下水道施設の耐震化・老朽化施設の更新>

- ・下水道施設の計画的な改築(更新)等を進め、施設の機能維持に努めることで、施設の健全度を確保し、地震時の被害の軽減を図ります。
- ・緊急輸送路下に敷設している下水道(マンホール)の浮上防止対策を進めることで、災害応急対策に必要な物資・資材・用具等を輸送する交通機能を確保します。
- ・管きよの被害が予想される地域防災拠点や、その他防災上必要な施設における流末の枝線管きよの耐震化、幹線の耐震化、水処理・汚泥処理施設等の耐震化を着実に進めます。

10年後の目標	主な事業(主管する局)
<ul style="list-style-type: none"> <li>■送・配水管の耐震化率：15%→31%(平成22年度～平成34年度)</li> <li>■基幹管路(導・送・配水本管)の耐震適合率：61%→67%(平成22年度～平成27年度)</li> <li>■配水池等の耐震化率：59%→93%(平成22年度～平成27年度)</li> <li>■環状ネットワークの整備率：96%→100%(平成22年度～平成27年度)</li> <li>■配水池への非常用自家発電設備の設置：5箇所(平成22年度～平成27年度)</li> <li>■11水再生センター・2汚泥資源化センター等の改築(更新)等(～平成34年度)</li> <li>■下水道管きよ更新区域(主に昭和45年以前に下水道が整備された区域)の整備率：23%→52%(～平成34年度)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・送・配水管、基幹施設の耐震化(水道局)</li> <li>・送・配水ネットワークの強化(水道局)</li> <li>・下水道施設の老朽化対策、耐震化(管きよ・水再生センター等) (環境創造局)</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 基本目標Ⅱ：発災時の混乱を抑え、市民の命を守る

- ◆発災時の混乱や交通寸断などによる応急対策への支障を防ぐため、災害対策本部の機能強化や救急・物資輸送を支える道路ネットワークの構築及び機能維持を図るとともに、災害時医療体制を強化します。
- ◆企業や学校等による従業員、生徒等の施設内待機の徹底のほか、徒歩帰宅者への支援を実施します。

### 目標1：帰宅困難者の安全確保



〈戸塚駅周辺帰宅困難者対応訓練〉

企業や学校による従業員、生徒等の施設内待機の徹底や受入体制の充実により帰宅困難者の発生を抑制するとともに、徒歩帰宅者の安全確保や帰宅支援を進めます。

### 目標2：災害対策本部の機能の強化と適切な情報発信



〈市災害対策本部運営訓練〉

災害時に応急活動を迅速に行えるよう、市・区の災害対策本部の機能強化を図ります。

災害時に適切な情報発信を行うため防災行政用無線の整備や各種情報システムの適切な管理運用を行います。

### 目標3：医療や緊急時の交通の確保



〈緊急輸送路等の整備（宮内新横浜線）〉

災害時に円滑な医療救護活動を行うため、医療機関の機能維持対策や医薬品等の備蓄を進めます。

災害時の応急活動や物資輸送を支える道路ネットワークを構築するため、道路、港湾施設の整備・機能維持対策を進めます。

## 施策Ⅱ－１ 帰宅困難者の発生抑制と支援

### 【 施 策 方 針 】

災害時に、応急活動を迅速に行えるよう、区庁舎等の耐震化や非常用電源の確保対策を推進するとともに、市本部の初動体制の強化等、災害対策本部機能を強化します。

また、各種防災関連システムの更新・改修等、災害対策本部等における情報通信体制を強化します。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 16】 帰宅困難者対策の充実

- ・事業所等における従業員の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保など、個人や事業所が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を周知し、この趣旨に賛同を得られた事業者等については、本市ホームページ等で『「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者』として広く PR するなど、広報等を通じて取組を推進します。
- ・地震発生時の帰宅困難者マニュアルの作成や、各種広報媒体に帰宅困難者対策について掲載することにより、事業者及び市民に対しての啓発を実施します。
- ・帰宅困難者の安全確保と災害関連情報等を提供するための「帰宅困難者一時滞在施設」の拡充や駅コンコース等での受入れ体制について推進します。
- ・帰宅困難者用の物資を、一時滞在施設や帰宅困難者用備蓄庫、消防出張所等に分散備蓄することで迅速な配布を図ります。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■私用（買い物他）による帰宅困難者の受入れ体制の充実：約3.6万人分→約5.7万人分（～平成34年度）	・帰宅困難者一時滞在施設の指定、物資の備蓄（総務局） ・『「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者』の拡充（総務局） ・鉄道事業者等との連携強化（総務局）  など

## 【行動計画 17】 外出者の帰宅支援

- ・多数の徒歩帰宅者の通過が想定される地区において十分な支援を行えるよう体制を整備します。また、九都県市で連携し、支援拠点（水、トイレ、災害関連情報の提供等）としての協定を事業者と締結します。
- ・駅周辺の一時滞在施設や帰宅支援ステーションを掲載した徒歩帰宅支援マップの定期的な更新や、大地震発生時の帰宅困難者マニュアルの作成、各種広報媒体の活用などにより、事業者及び市民に対して啓発を実施します。
- ・災害時要援護者や遠方からの観光客等については、国や都県、近隣自治体と連携してバス・船舶等の振替輸送手段を確保し、自宅方面へ搬送する必要がある、今後、「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」において、代替輸送を行う際の課題の整理や検討を進めます。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 徒歩帰宅者支援：4区で実施（～平成25年度）</li> <li>■ バス・船舶等の振替輸送手段の確保（～平成29年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 帰宅支援ステーションの拡充（総務局）</li> <li>・ 安全な徒歩帰宅の啓発（総務局）</li> <li>・ 徒歩帰宅者支援事業（総務局）</li> <li>・ バス・船舶等の振替輸送手段の確保に向けた国や都県、近隣自治体との連携・体制整備の検討・調整（総務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策Ⅱ－２ 災害対策本部機能の強化

### 【 施 策 方 針 】

災害時に、応急活動を迅速に行えるよう、区庁舎等の耐震化や非常用電源の確保対策を推進するとともに、市本部の初動体制の強化等、災害対策本部機能を強化します。

また、各種防災関連システムの更新・改修等、災害対策本部等における情報通信体制を強化します。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 18】 災害対策本部機能の強化

- ・災害時に、区災害対策本部としての機能を発揮するための区庁舎（消防署）の耐震補強、再整備や、危機管理センターにおける夜間・休日の配備体制の見直しによる初動体制の強化を図ることにより、発災時の円滑な本部運営を目指します。
- ・地震の際に津波浸水が想定されている区庁舎における非常用電源機能確保の対策や、災害応急対策を円滑に行うための全庁的な燃料確保・供給・搬送体制の構築を図ります。
- ・横浜市防災計画の修正に伴い、非常時優先業務部分等各所の修正を行い、防災計画との整合性を図ります。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■耐震対策がとられていない区庁舎の耐震化・再整備：耐震化3区・再整備3区（～平成27年度）《再掲》</li> <li>■業務継続計画（BCP）の修正（～平成26年度）</li> <li>■災害時における全庁的な燃料確保・供給・搬送体制の構築（～平成26年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市本部の初動体制の強化（総務局）</li> <li>・災害時における新たな燃料供給・搬送体制の構築（総務局）</li> <li>・業務継続計画（BCP）【地震編】の修正（総務局）</li> <li>・区庁舎等の耐震・再整備事業（市民局）《再掲》</li> <li>・区庁舎の非常用電源確保事業（市民局）《再掲》</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

#### 【行動計画 19】 災害対策本部等における情報通信体制の強化

- ・危機管理システム、土木防災情報システム、防災情報Eメールシステムなどの各種防災関連システムについての適切な管理・運用や、大規模災害に備えるための災害情報画像伝送システムの更新、消防指令システムの機能の向上を図ります。
- ・防災行政用無線や消防・救急デジタル無線などの整備などにより、関係機関との連絡手段の確保を図ります。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■災害情報画像伝送システムの更新（～平成26年度）</li> <li>■消防指令システムの改修（～平成26年度）</li> <li>■消防・救急デジタル無線の整備（～平成28年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報画像伝送システム更新事業（消防局）</li> <li>・消防指令システム震災対策機能改修（消防局）</li> <li>・消防・救急デジタル無線整事業（消防局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策Ⅱ－３ 市民への適切な情報発信

### 【 施 策 方 針 】

災害発生時、市民の皆様等から寄せられる被害状況や、応急対策状況に関する問合せに適切に対応するためのコールセンターの準備や、適切な情報発信を行うための臨時災害放送局開設に向けた調査・検討を進めます。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画20】 広報・広聴体制の強化

- ・災害時において、市民からの電話問合せに対応するため、市庁舎内にコールセンター機能を確保します。
- ・災害時において、コミュニティ FM 放送局を活用した臨時災害放送局を開設する場合に必要な事項及び課題の整理・解決方法などについて、調査・検討を行います。
- ・災害時における自治会町内会等の掲示板や地域防災拠点への紙情報の掲出を行います。
- ・適切な情報発信を行うため、各種情報受伝達体制の再検討を行います。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■臨時災害放送局の設置準備（～平成27年度）	・臨時災害放送局検討事業（総務局） ・災害時コールセンター機能の確保（市民局） ・自治会町内会等の掲示板の活用等（市民局） など

## 施策Ⅱ－４ 災害時医療体制等の強化（重点施策）

### 【 施 策 方 針 】

医療機関の活動を維持するために、耐震化のほか、自家発電機や MCA 無線の配備、医薬品等の備蓄を進めます。

また、救急活動の情報通信技術化や救急相談体制の整備等、災害時の円滑な医療活動体制の確立を目指します。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 2 1】 医療機関の機能・設備強化

- ・市民病院の再整備にあたっては、多数患者に対応可能な診療・トリアージスペースなどの整備、免震・制震機能等の確保、災害時医療に精通した医療人材の育成、近接の大規模な避難場所や広域応援活動拠点等と連携した災害対策の強化、災害派遣医療チームの拠点としての役割など、災害医療拠点病院の先導的役割を果たすことができるよう機能向上を図ります。
- ・地震の際に津波浸水の恐れがあるとされたみなと赤十字病院について、災害拠点病院としての医療機能の維持を図るため、エネルギーセンターのシャッター部への防潮板設置等の対策を講じます。《再掲》
- ・各区の医療活動拠点となる休日急患診療所について、3日間程度の活動が可能となる容量を備えた自家発電設備を設置することを目指し、設置に伴う一部補助等を行います。
- ・自院が被災を免れた際に、負傷者の受入れが可能な病院に対し、自家発電設備の機能強化を促すため、購入費用の一部を補助します。
- ・災害時において、負傷者の受入れが可能な病院に対し、MCA無線機の早期設置を促すため、購入費用の一部を補助します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 休日急患診療所の自家発電機の機能強化：全18区（～平成25年度）</li> <li>■ 災害時に負傷者の受入れが可能な病院における災害医療ネットワークの構築（～平成26年度）</li> <li>■ 災害時に受入可能な全ての医療機関へ診療可能を示す「のぼり旗」を配備（～平成27年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時に負傷者の受入れが可能な病院や休日急患診療所等の自家発電機の設置補助（健康福祉局）</li> <li>・ MCA無線機の配備（健康福祉局）</li> <li>・ 災害時に負傷者の受入れが可能な医療機関に対するのぼり旗の配備（健康福祉局）</li> <li>・ 市民病院の再整備（病院経営局）</li> <li>・ みなと赤十字病院の防潮板の設置等《再掲》（病院経営局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 2 2】医薬品等の備蓄及び供給体制の整備

- ・新たな災害時医療・備蓄対策の一つとして、地域の薬局に緊急持ち出し医薬品を配備し、店舗の在庫を回転させて必要量を確保する方式とすることで、使用期限切れ医薬品の発生を抑えます。このほか、休日急患診療所や区役所等にも一部医薬品を備蓄します。
- ・全ての地域防災拠点で、市民の皆様自らが応急手当てを実施できるように応急手当用品（消毒液・包帯・絆創膏等）を配備します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■薬局等への緊急持ち出し医薬品等の配備（～平成 26 年度）</li> <li>■全地域防災拠点への応急手当用品の配備：全拠点（～平成 26 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局等への緊急持ち出し医薬品等の配備（健康福祉局）</li> <li>・地域防災拠点への応急手当用品の配備（健康福祉局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 2 3】遺体取扱体制の整備

- ・事前に遺体安置所や市営斎場において必要な物品を確保します。
- ・市営斎場で唯一白灯油で火葬を行っている戸塚斎場について、震災対策として火葬用燃料のガス化を検討します。
- ・遺体の早期身元判明のため、遺体情報について市全体で一元的に情報管理できるよう検討します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■スポーツセンターへの資機材整備（平成 26 年度～平成 34 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時の遺体取扱に係る物品の備蓄（健康福祉局）</li> <li>・戸塚斎場火葬用燃料のガス化切り替えによる機能強化（健康福祉局）</li> <li>・警察等との連携強化（健康福祉局）</li> <li>・遺体情報管理の一元化の検討（総務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策Ⅱ－５ 緊急輸送路等の整備（重点施策）

### 【 施 策 方 針 】

災害時の応急活動や物資輸送を支える道路ネットワークを構築するため、道路、港湾施設の整備・機能維持対策を進めます。

特に緊急輸送路については、災害時に輸送機能を確保できるように、路面下空洞調査、マンホール浮上り防止対策等を実施します。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 2 4】 緊急輸送路等の整備

- ・災害時の消火活動や救助活動、緊急物資の輸送機能確保のため、緊急輸送路となる高速道路や18m（4車線相当）以上の幹線道路・連絡臨港道路の整備を進めます。
- ・消防活動や避難等の円滑化に役立つ一般道路の整備や踏切道の立体交差化を進めます。
- ・橋梁の耐震補強や老朽橋の架替え、歩道橋の耐震補強、無電柱化の推進などの緊急輸送路等の地震対策を推進します。
- ・発災時に緊急輸送路等の機能が発揮されるよう、路面下の空洞調査を実施します。
- ・緊急輸送路並びに鉄道等に隣接する市管理河川の河川施設（護岸等）の地震対策を推進します。
- ・緊急輸送路下に敷設している下水道（マンホール）の浮上防止対策等を進め、災害応急対策に必要な物資・資材・要具等を輸送する交通機能を確保します。《再掲》
- ・災害時に防災上重要な拠点となる区役所や消防署等から緊急輸送路までのアクセス路線の確保のためには、沿道建築物の耐震化が不可欠であることから、啓発や費用の一部補助を行います。《再掲》

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 横浜環状北線の完成（～平成 28 年度）</li> <li>■ 横浜環状北西線の完成（～平成 33 年度）</li> <li>■ 横浜環状南線の完成（～平成 27 年度※開通年度については、検討が必要）</li> <li>■ 相模鉄道本線星川～天王町の高架化（～平成 30 年度）</li> <li>■ 老朽橋の架替えを除く橋梁の地震対策完了（～平成 34 年度）</li> <li>■ 緊急輸送路等優先順位の高い歩道橋 101 橋の耐震補強（～平成 29 年度）</li> <li>■ 緊急輸送路約 360 km及び緊急輸送路を除く幹線道路約 520 kmの路面下空洞調査（～平成 34 年度）</li> <li>■ 緊急輸送路下の下水道（マンホール）の浮上防止対策約 30km（～平成 34 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 横浜環状道路等の高速道路の整備（道路局）</li> <li>・ 18m（4車線相当）以上の幹線道路の整備（道路局）</li> <li>・ 防災に役立つ一般道路の整備や踏切道の立体交差化（道路局）</li> <li>・ 橋梁の耐震補強、老朽橋の架替え（道路局）</li> <li>・ 歩道橋の耐震補強（道路局）</li> <li>・ 無電柱化の推進（道路局）</li> <li>・ 路面下空洞調査（道路局・港湾局）</li> <li>・ 河川施設（護岸等）の地震対策（道路局）</li> <li>・ 下水道（マンホール）の浮上防止対策の実施（環境創造局・港湾局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 25】 港湾施設の強化等

- ・災害時に緊急物資や復旧資材等の海上輸送拠点としての役割を担う緊急物資等輸送用耐震強化岸壁について、今後7バースの整備を順次進めていきます。
- ・災害時に横浜港の国際コンテナ物流機能を維持することで、国内の経済活動を支える物流機能維持用耐震強化岸壁について、今後5バースの整備を順次進めていきます。
- ・災害時において、救援物資・人員の輸送、宿泊施設等の救護拠点としての船舶等の利用、また、漂流物の除去等について事業者との協力体制を引き続き構築していきます。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■緊急物資等輸送用耐震強化岸壁（新港9号耐震強化岸壁改修）（～平成28年度）</li> <li>■物流機能維持用耐震強化岸壁（本牧D4、南本牧MC3耐震強化岸壁整備）（～平成26年度）</li> <li>南本牧MC4耐震強化岸壁整備（～平成34年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資輸送用耐震強化岸壁整備事業（新港9号耐震強化岸壁など）（港湾局）</li> <li>・物流機能維持用耐震強化岸壁整備事業（本牧D4、南本牧MC3・MC4耐震強化岸壁など）（港湾局）</li> <li>・事業者と連携した災害時の海上輸送手段の確保等（港湾局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 基本目標Ⅲ：被災者の支援と早期復興を図る

- ◆発災時に地域防災拠点に避難された方々の安全・安心を確保するため、地域防災拠点となる学校の耐震化や資機材の充実を図ります。
- ◆被災者の早期生活再建に向け、生活関連の手続き迅速化のためのシステムを構築するとともに、速やかな経済再生・復興のための震災復興計画の事前の策定などを進めます。

### 目標1：避難者の安全・安心の確保



〈避難所運営訓練〉

地域防災拠点となる学校の耐震化や地域防災拠点の追加指定等を行います。また、地域防災拠点における燃料や飲料水の確保策を拡充します。

### 目標2：被災者の早期生活再建支援



〈応急仮設住宅の供与〉

(出典：(財)消防科学総合センター災害写真データベース)

災害ボランティアセンターを速やかに設置運営するために社会福祉協議会・災害ボランティアネットワーク等の連携・強化や、ボランティア育成を推進します。

被災された方々の早期生活再建を図るため、り災証明の発行や義援金の支給、仮設住宅の提供などを迅速に行います。

### 目標3：被災中小企業支援など早期の経済再生



〈中小企業向け支援策ガイドブック〉

(出典：中小企業庁)

中小企業などの経済活動の早期再開に向けた支援を進めるとともに、速やかに復興活動が進められるよう、復興の全体像を示した計画を事前に策定します。

## 施策Ⅲ－１ 地域防災拠点の充実・強化（重点施策）

### 【 施 策 方 針 】

地域防災拠点の校舎・施設の耐震化を行なうと共に、新たな被害想定による避難者数増加に伴う地域防災拠点の追加指定など避難スペースの確保を行うほか、燃料をはじめとした備蓄の拡充を図ります。

また、各地域防災拠点においては、被災者の方々に少しでも安全・安心に過ごしていただけるよう、災害対策用トイレ、特設公衆電話等の整備を進めます。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 26】 地域防災拠点の充実・強化

- ・地震被害想定での避難者数が地域防災拠点となっている小中学校の収容人数を上回っている区については、未指定の市立学校などを新たに地域防災拠点として指定し、防災備蓄庫及び備蓄品を整備します。また、市内の他の公共施設や民間施設を補充的避難場所として使用できるよう、事前に施設管理者との調整を行います。
- ・地域防災拠点の避難所機能の強化及びライフライン等の耐震化等を進めます。
- ・地域医療救護拠点制度の廃止に伴う新たな災害医療対策の一つとして、全ての地域防災拠点に応急手当用品（消毒液・包帯・絆創膏等）を配備します。
- ・地域防災拠点において被災時でも安心してトイレが使用できるよう、下水直結式仮設トイレの整備や流木の枝線管きよの耐震化を進めます。
- ・地域防災拠点に配備している救助資機材、生活資機材を最大限有効に活用するため、ライセンスリーダーの育成を推進します。
- ・広大な敷地を有する米軍返還財産の跡地利用として、災害時における救援物資、救援活動要員の集積・中継の役割を果たす広域防災活動拠点や、周辺地域・近郊地域の防災性向上に寄与する防災拠点などを目指します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■液状化が予測される地域防災拠点への下水直結式仮設トイレの配備：31ヶ所×5基（～平成25年度）</li> <li>■特設公衆電話事前設置：全拠点（～平成26年度）</li> <li>■ライセンスリーダーの育成：全拠点で10名以上のリーダーの確保及び18区でリーダーのネットワーク化（～平成34年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災拠点の追加指定（総務局）</li> <li>・補充的避難場所の事前確保（総務局）</li> <li>・特設公衆電話事前設置事業（総務局）</li> <li>・地域防災活動奨励助成事業（総務局）</li> <li>・ライセンスリーダー育成事業（総務局）</li> <li>・下水直結式仮設トイレの整備（環境創造局・資源循環局）</li> <li>・市立学校耐震対策事業《再掲》（教育委員会事務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 【行動計画 27】 燃料や飲料水等の備蓄・確保

- ・新たな被害想定による避難者数の増加に伴い、備蓄品の増量及び各地域防災拠点への備蓄品の支給を迅速にするための分散備蓄を行います。
- ・迅速な食料供給を図るために流通企業・団体等と食糧供給協定を締結し、被災者に物資補給を行います。
- ・新たに浸水被害が想定されることになった地域防災拠点（10 拠点）について、近隣の地域防災拠点指定を行っていない学校施設に追加備蓄を行います。
- ・震災時の道路損壊や渋滞に備え、地域防災拠点として指定している中学校のうち、都市ガス供給エリアにある中学校 78 校に対して LP ガスボンベを配備します。
- ・市が設置した物流拠点等において、緊急物資の仕分け管理を行うにあたって、物流の専門家を派遣することにより、緊急物資等輸送体制の強化を図ります。

10 年後の目標	主な事業（主管する局）
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ポリ製応急給水タンク用給水栓の設置：230 基（～平成 27 年度）</li> <li>■ 地域防災拠点に指定されている中学校への LP ガスボンベの設置：都市ガス供給エリア全 78 校（～平成 25 年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校受水槽を活用した飲料水確保対策事業（総務局）</li> <li>・ LP ガスボンベ常備事業（総務局）</li> <li>・ 津波代替拠点の備蓄品配備（総務局）</li> <li>・ 災害時における物流専門家の派遣要請（港湾局）</li> <li>・ ポリ製応急給水タンク用給水栓の作成（水道局）</li> <li>・ 学校内待機児童、生徒の防災備蓄品配備（教育委員会事務局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 施策Ⅲ－２ ボランティアとの連携強化

### 【 施 策 方 針 】

災害ボランティア育成を推進すると共に、災害時において災害ボランティアセンターを速やかに設置運営するために、社会福祉協議会・災害ボランティアネットワーク等との連携・強化を図ります。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 28】 ボランティアの育成・支援

- ・災害ボランティアセンターの立ち上げができるボランティアリーダー（コーディネーター）の養成、初期段階で必要となる物品の備蓄、ホームページの充実などを図ります。
- ・災害ボランティアセンターへデジタル移動無線を配備することにより、横浜市、社会福祉協議会及び災害ボランティアネットワーク等の連携強化、情報共有を図ります。
- ・全国のボランティアからの一般的な申出や頻度の高い質問に対しては、市コールセンターも1次案内窓口として活用します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■災害ボランティアセンター用のデジタル移動無線配備：18区（～平成34年度）	・災害ボランティアの支援事業（市民局） など

## 施策Ⅲ－３ 被災者の早期生活再建支援

### 【 施 策 方 針 】

被災者の負担を軽減するとともに、り災証明の発行や義援金の支給、仮設住宅の提供を迅速に行い、被災された方々の早期生活再建を図ります。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 29】被災者に対する支援の充実

- ・被害認定調査、り災証明発行、義援金交付等の業務を効率的に実施するための被災者支援システムを構築するとともに、被害認定調査を迅速かつ確実に実施するための調査方法の簡素化及び担当職員への研修を実施します。
- ・公園等の応急仮設住宅の建設候補用地について、敷地調査、インフラの確認、建設可能戸数等の調査を行い、応急仮設住宅建設用地データベースを更新します。
- ・建設仮設住宅のほか、借上仮設住宅を活用する必要があるため、借上仮設住宅の確保に向けた検討を実施します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
■被災者支援システムの構築（～平成 25 年度） ■応急仮設住宅建設用地データベースの作成・更新（～平成 34 年度）	・被災者支援システムの構築（総務局） ・応急仮設住宅建設用地データベースの作成（建築局） ・借上仮設住宅の確保に向けた検討（建築局） など

## 施策Ⅲ－４ 速やかな経済再生・復興に向けた取組

### 【 施 策 方 針 】

震災時の経済活動の停滞を最小限に留めるため、事業者への事業継続計画(BCP)策定支援を行う他、中小企業が被災した場合においては早期再開に向けた支援を実施します。

また、市区職員や市民が速やかに復興に向けた活動を進められるよう、復興の全体像を示した計画を事前に策定します。

### 【 行 動 計 画 】

#### 【行動計画 30】 速やかな経済再生

- ・震災時に、被災中小企業への緊急相談窓口の設置、被災中小企業への緊急融資制度を実施します。
- ・事業者へのBCP策定の支援をします。
- ・災害時に横浜港の国際コンテナ物流機能を維持することで、国内の経済活動を支える物流機能維持用耐震強化岸壁について、今後5バースの整備を順次進めていきます。
- ・仮置場、仮設処理施設の設置など、災害廃棄物を迅速に処理する方法について検討し、必要な事前準備を行います。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<p>■物流機能維持用耐震強化岸壁（本牧D4・南本牧MC3耐震岸壁整備）（～平成26年度）</p> <p>南本牧MC4耐震強化岸壁整備（～平成34年度）《再掲》</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物流機能維持用耐震強化岸壁整備事業（本牧D4、南本牧MC3・MC4耐震強化岸壁など）《再掲》（港湾局）</li> <li>・災害廃棄物の処理手順等の整備（資源循環局）</li> <li>・BCPの策定支援事業（経済局）</li> <li>・震災時に中小企業等への緊急相談窓口の設置・緊急融資の実施（経済局）</li> <li>・緊急輸送路等の整備・地震対策《再掲》（道路局・港湾局）</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

#### 【行動計画 31】 事前復興計画の策定

- ・復興の全体像を示した事前の震災復興総合計画について、「都市復興」「経済復興」「住宅復興」「生活・暮らし復興」の4つの分野を含めた形で策定し、併せて市民の皆様向けのパンフレットを製作・配布します。
- ・発災時に速やかに震災復興本部を立ち上げ、円滑に復興を進めるため、立ち上げから復興基本計画策定までの手順を記したマニュアルを策定します。

10年後の目標	主な事業（主管する局）
<p>■事前復興計画の策定・周知（～平成27年度）</p> <p>■市民向けパンフレットの製作・配付（～平成27年度）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興の理念・方針・計画の策定手順などの検討策定（政策局）</li> </ul>



〈お問い合わせ〉

横浜市政策局政策課

TEL:045-671-2010 FAX:045-663-4613

横浜市危機管理室

TEL:045-671-4141 FAX:045-641-1677